

資料 2

○現在の河川敷地占用許可の運用の実態について

① 河川区域内面積の状況について（一級及び二級河川）

全国の一、二級河川の面積は、98.6万ヘクタールであり【表1】、そのうちの87%の86.1万ヘクタールが官有地である。この官有地のうち、一級河川が80%を占める状況となっている【表2】。また、一級河川のうち、主として占用の対象となる3号地（高水敷の部分）は、12.1万ヘクタールである【表3】。

表1【河川敷地の内訳】単位：千ha

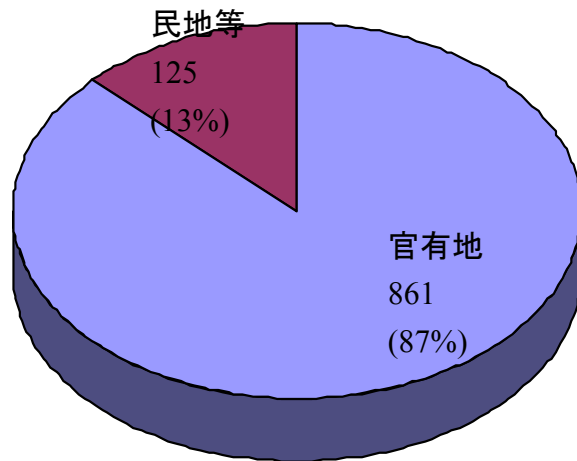


表2【官有地の内訳】単位：千ha

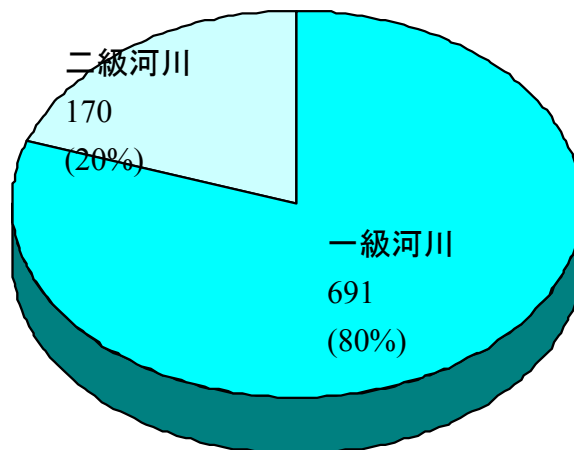
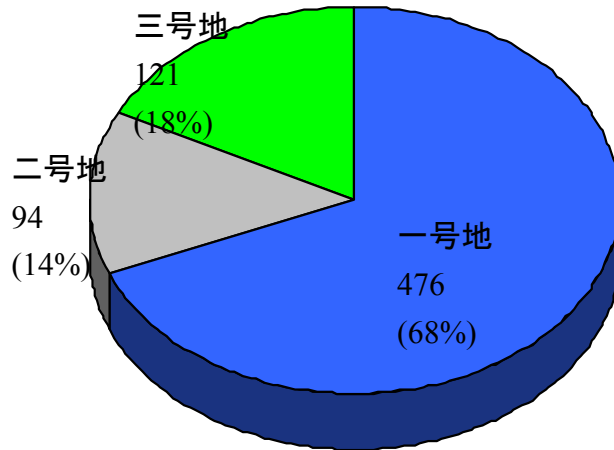


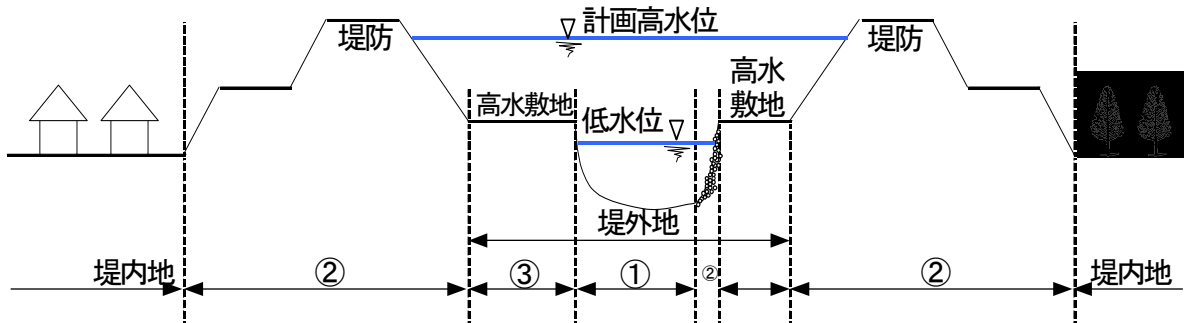
表3【一級河川の区域別面積】単位：千ha



(参考)

<河川区域概念図>

標準的な河川横断の例



河川法第6条1項 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 1号 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 2号 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 3号 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水池を含む。）の区域のうち、第1号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

②河川敷地の占用状況（一級河川）

平成14年における全国の占用面積は、3.9万ヘクタールである。これは、3号地の32%、河川敷地全体の6%が、それぞれ占用されていることになる。目的別の占用面積を見ると、おおむね公園・緑地、採草地、田畑、運動場等に使用されているといえる。なお、目的別の占用面積の推移は表5のとおり。

また、「その他」には、道路、橋梁、水道管等の管類などがある。

表4①【一級河川の区域別面積】

平成14年目的別占用面積(平成14年)

(単位:千ha)

	公園緑地	運動場	ゴルフ場	採草地	田畑	その他	合計
指定区間外 〈国管理〉	6.9 (24.4%)	3.5 (12.4%)	1.6 (5.7%)	8.1 (28.6%)	6.5 (23.0%)	1.7 (6.0%)	28.3 (100.1%)
指定区間 〈県管理〉	2.6 (22.8%)	0.8 (7.0%)	0.1 (0.9%)	1.5 (13.2%)	3.2 (28.1%)	3.2 (28.1%)	11.4 (100.1%)
一級河川計	9.5 (23.9%)	4.3 (10.8%)	1.7 (4.3%)	9.6 (24.2%)	9.7 (24.4%)	4.9 (12.3%)	39.7 (99.9%)

表4②【一級河川の区域別面積】

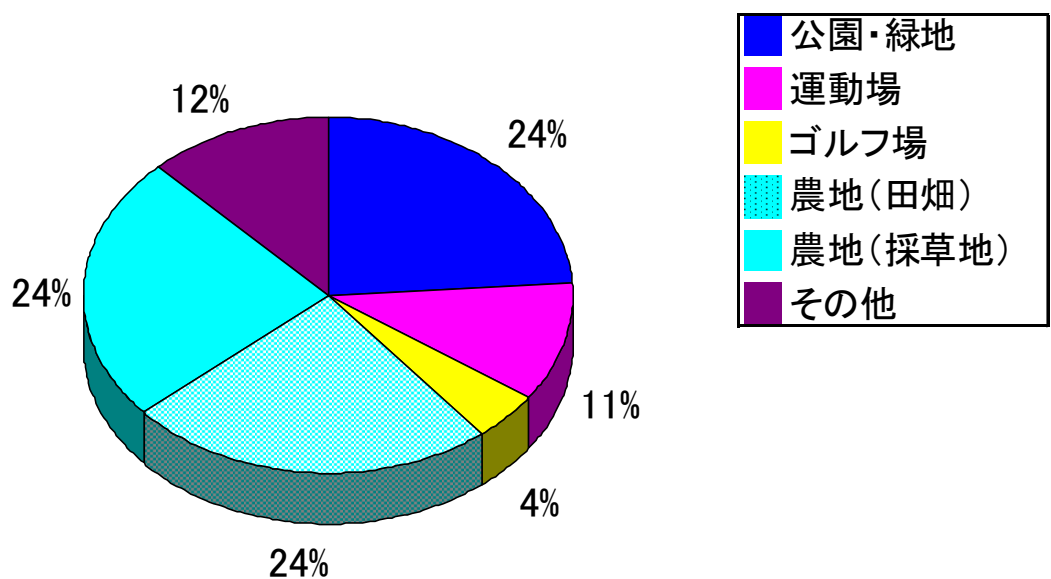
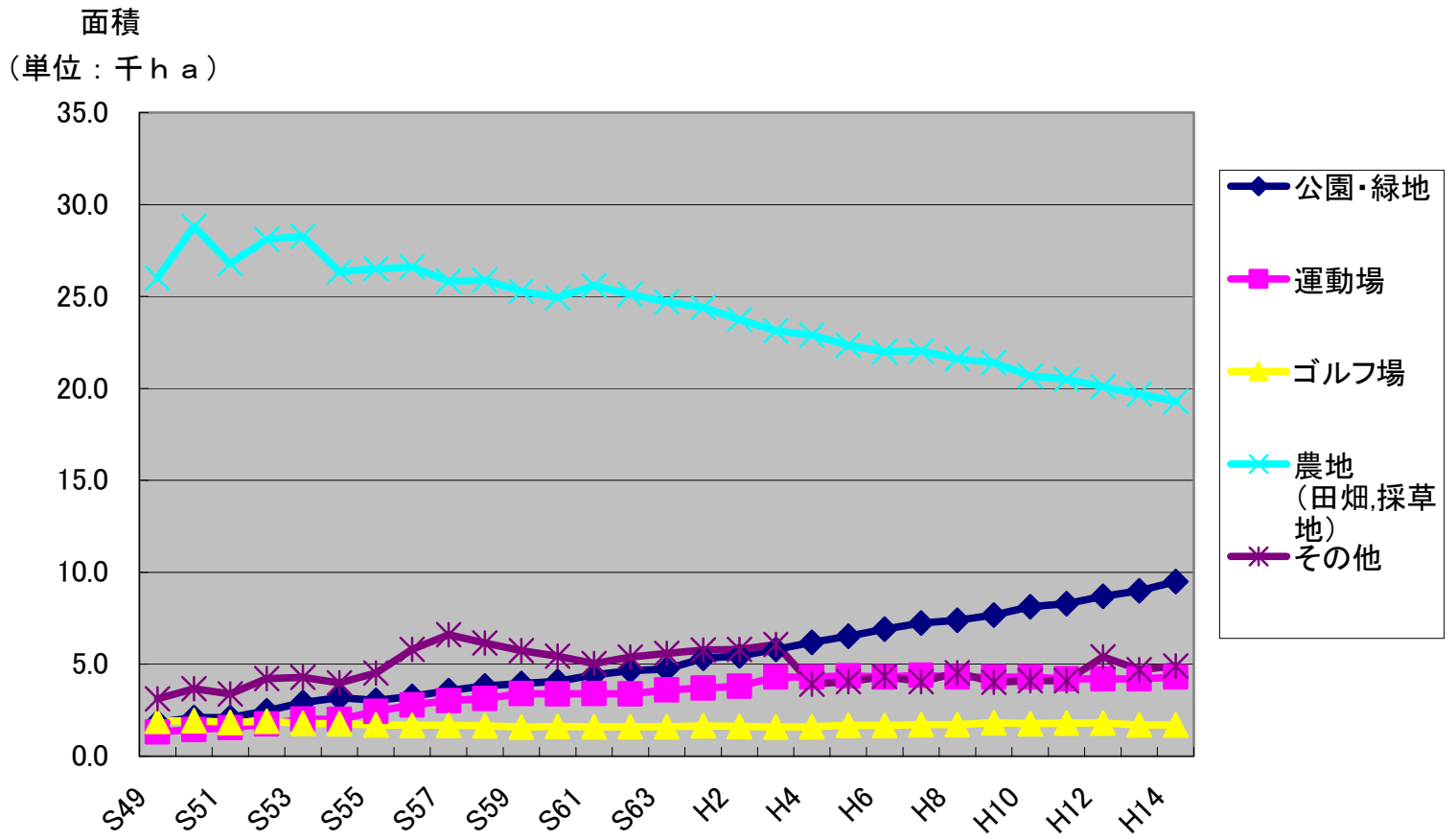


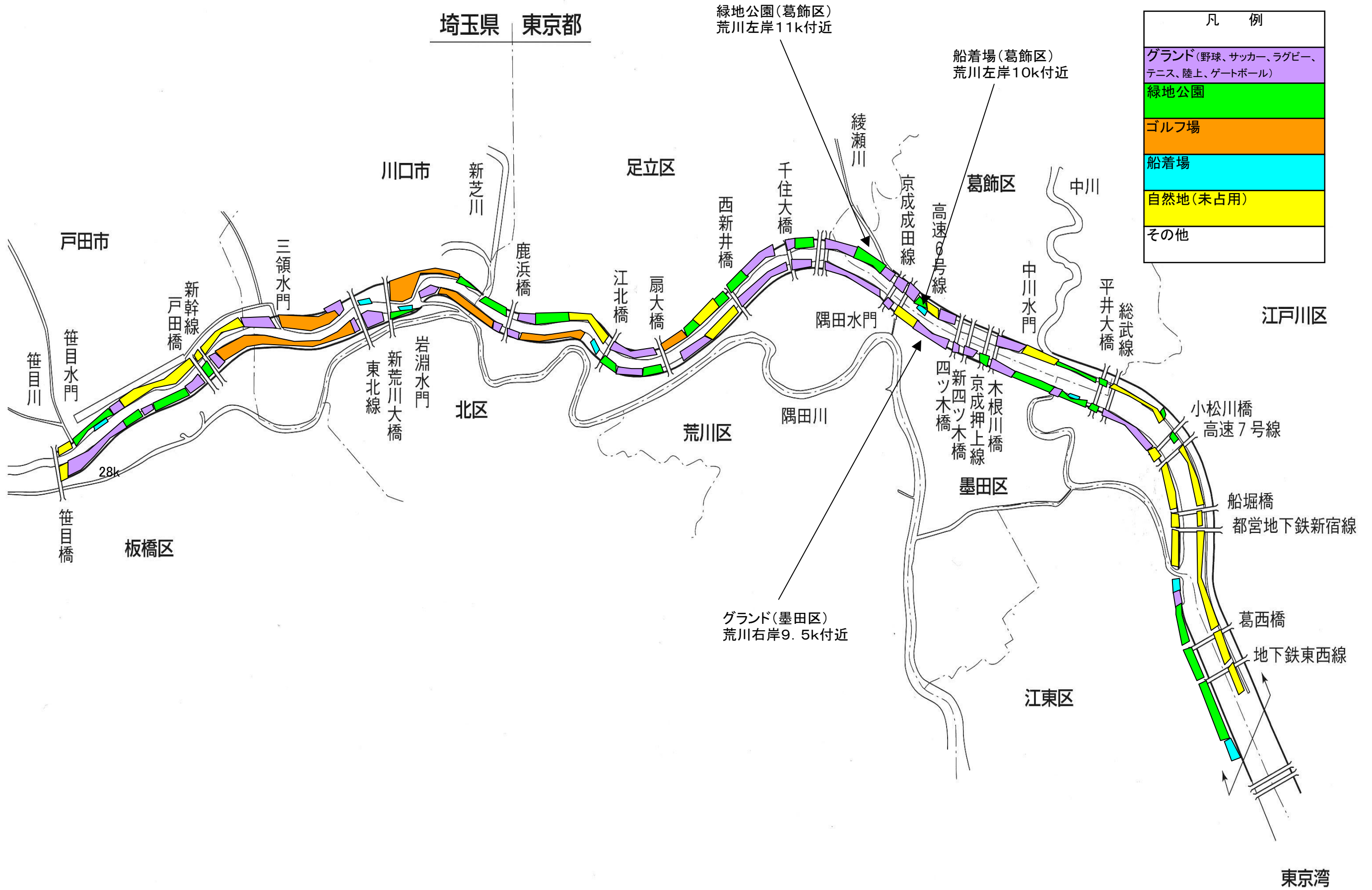
表5 【目的別河川敷地占用面積の推移】



河川敷地占有許可の状況 (例)

- 荒川下流部
- 多摩川中流部
- 江戸川下流部
- 船舶係留施設

高水敷利用状況図(荒川下流部)



凡 例	
グランド(野球、サッカー、ラグビー、テニス、陸上、ゲートボール)	緑地公園
ゴルフ場	船着場
自然地(未占用)	その他

荒川利用状況



高水敷利用状況図（多摩川中流部）



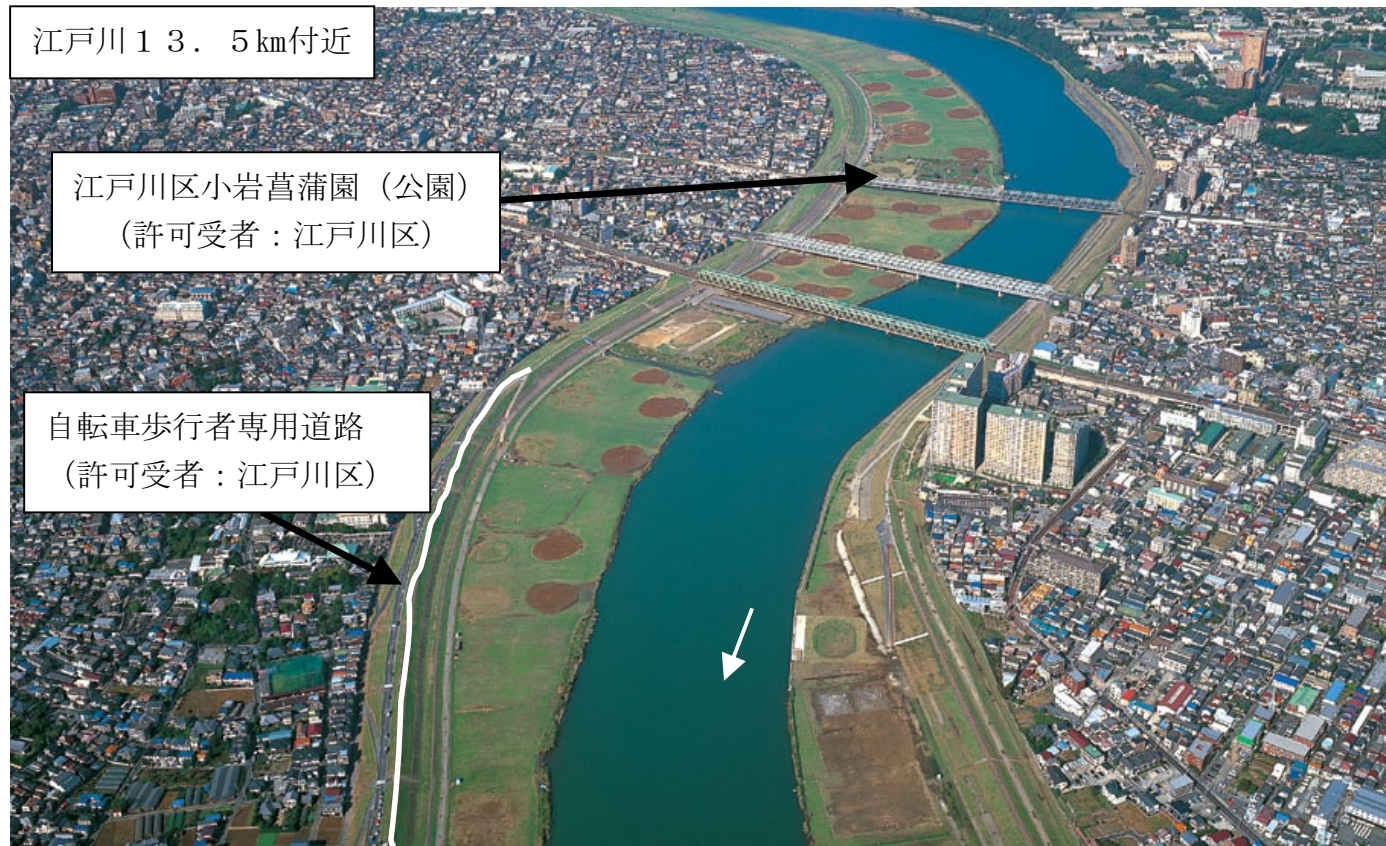
多摩川利用状況



高水敷利用状況図（江戸川下流部）



江戸川利用状況



江戸川 利用状況



柴又緊急用船着場



江戸川区河川敷運動場



小岩菖蒲園



篠崎ポニーランド

江戸川区・河川敷運動場



江戸川区河川敷運動場



江戸川区ポニーランド



江戸川区小岩菖蒲園



サイクリング道路(吉川市)



○船舶係留施設

・河川マリーナ

昭和63年度に船舶の收容空間となる河川マリーナの整備を支援する河川利用推進事業を河川事業として創設。河川区域となる船溜まり、河川管理施設となる護岸、水門等を河川管理者が公共事業として実施し、その他はマリーナの経営主体（第3セクター等）が整備。現在までに、11箇所の河川マリーナが整備されている。



【新潟県保倉川マリーナ上越】

・暫定係留施設

平成10年2月12日付河川局長通達により、地方公共団体、第3セクター等の公的主体を設置主体として、概ね10年を目処に係留環等からなる簡易な船舶係留施設を暫定係留施設として設置しうるものとした。

平成15年11月現在約140箇所の暫定係留施設が整備されている。



【東京都新中川暫定係留施設】

【暫定係留施設收容能力の推移】

